



男女共同参画シンボルマーク

福岡市男女共同参画審議会公募委員募集要領

# あなたのご意見

## 福岡市の男女共同参画の推進に活かしませんか！？

男女共同参画審議会委員を公募します

募集期間 令和4年8月1日～8月22日（必着）

福岡市は、男女が互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、市民の皆様のご意見を市政に反映させながら、施策を進めています。

男女共同参画の推進に関心がある市民の皆様の応募をお待ちしております。次ページの募集要領をご覧ください。

《問い合わせ及び応募先》

福岡市市民局男女共同参画課

住 所 〒815-0083

福岡市南区高宮3-3-1

電話番号 092-406-7510

F A X 092-526-3766

danjokiyodo.CAB@city.fukuoka.lg.jp

# 福岡市男女共同参画審議会 公募委員

## ◇ 募 集 要 領 ◇

■公募する委員数 3名以内

■委員の任期（予定） 委嘱の日（令和4年10月）から令和6年9月

### ■応募資格

- 1 福岡市内に居住し、令和4年10月1日現在、18歳以上の方
- 2 男女共同参画の推進に関心をもち、審議会の会議に出席できる方（年2～3回程度、平日に開催予定）
- 3 次の方は除きます
  - (1) 国又は地方公共団体の議員及び職員
  - (2) 福岡市男女共同参画審議会委員に委嘱されたことがある方

### ■応募方法

- 1 募集期間：令和4年8月1日（月）～8月22日（月）〔必着〕  
応募方法：郵送、又は電子メールで送付してください。
- 2 募集にあたって提出するもの
  - (1) 必要事項を記入した応募用紙
  - (2) 下記テーマに関する作文（1, 200字以内）  
（A4サイズ of 用紙に記入のこと。原稿用紙など様式は自由。）

#### 【作文テーマ】「男女共同参画社会を実現するためにあなたが思うこと」

※職場、学校、地域、家庭などで、あなたが日頃、男女共同参画に関して感じていることを踏まえて書いてください。

※応募書類の返却はいたしません。

### ■選考

- 1 次選考：作文並びに応募用紙記載内容により、面接予定者を選考します。
- 2 次選考：1次選考で選ばれた方に対して面接を実施し、その結果を基に公募委員を選考します。面接は令和4年9月15日（木）を予定していますが、日時・場所につきましては、後日連絡いたします。（日程は変更になる可能性があります）  
※面接に要する交通費等については自己負担となります。  
※選考結果は、応募者全員に通知します。

### ■委員の仕事

審議会委員は、福岡市の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議するほか、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、評価・意見等を述べていただきます。

### ■報酬等

審議会に出席した場合は、市の条例により定められた報酬と交通費をお支払いいたします。（「福岡市特別職職員等の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に定められた報酬額）

### ■その他

応募された方の個人情報につきましては、保護・管理に十分留意するとともに、公募委員の選考以外に使用することはありません。

# 福岡市男女共同参画審議会委員応募用紙

※ご記入いただいた個人情報は、審議会委員の選考の目的以外に使用いたしません。

(ふりがな) 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 ( 歳) [令和4年10月1日現在]
現 住 所	(〒 - )
職 業	
勤 務 先 学 校 名 所属団体名など	
平日の昼間に連絡 可能な電話番号	いずれか○で囲んで下さい ( 自 宅 ・ 勤務先 ・ その他 ) 電話番号 ( ) -
応 募 理 由	
ボランティアなど、今まで参加したことがある社会活動や地域活動等があれば、 記入してください。 ※わかる範囲で期間も記載してください。	